

四半期報告書

(第148期第1四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【株価の推移】	37
3 【役員の状況】	37
第5 【経理の状況】	38
1 【四半期連結財務諸表】	39
2 【その他】	53
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	54

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年7月28日

【四半期会計期間】 第148期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 里 西 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 執行役員 東京事務所長 屋 代 勝 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日)	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	25,095	28,068	99,198
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△845	4,964	△39,290
四半期純利益	百万円	100	3,944	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	△24,125
純資産額	百万円	118,823	145,547	142,376
総資産額	百万円	3,366,668	4,331,405	4,348,213
1株当たり純資産額	円	142.50	109.78	103.63
1株当たり四半期純利益金額	円	0.15	5.36	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)	円	—	—	△40.18
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	0.15	4.09	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	2.68	2.68	2.60
自己資本比率(国内基準)	%	10.30	9.36	9.08
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△28,847	△7,562	△141,087
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6,692	△2,771	33,176
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,829	△3,809	△3,244
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	百万円	155,618	248,299	262,445
従業員数	人	1,995	2,891	2,838

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 自己資本比率(国内基準)は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

6 平成21年度第1四半期連結累計(会計)期間は、株式会社びわこ銀行と合併する前の株式会社関西アーバン銀行の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	2,891 [1,016]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,215人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	2,719 [930]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,081人並びに出向人員263人を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員15人については、従業員数に含めております。
2 臨時従業員数は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

該当ありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 金融経済環境

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、海外経済の改善を背景に輸出や生産が増加を続けるなど、緩やかな景気回復を示しました。今後につきましても、外需主導のもと回復基調をたどると期待されますが、厳しい雇用・所得環境や欧州の財政問題などの不透明な要素もあり、当面は緩やかなペースに止まるものと見込まれます。

(ロ) 営業の成果

当第1四半期連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は、当第1四半期連結会計期間中565億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は3兆9,055億円となりました。譲渡性預金は、当第1四半期連結会計期間中737億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は947億円となりました。

一方、貸出金は、当第1四半期連結会計期間中43億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は3兆4,925億円となりました。また、有価証券は、当第1四半期連結会計期間中44億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は4,549億円となりました。

総資産は、当第1四半期連結会計期間中168億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は4兆3,314億円となりました。

損益につきましては、当第1四半期連結会計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸手当、諸償却を行ってまいりました。

經常収益は、貸出金利息増加に伴う資金運用収益の増加や投資信託・年金保険の販売額が増加したこと等による役務取引等収益の増加等により、前第1四半期連結会計期間比29億7千2百万円増加し、280億6千8百万円となりました。

一方、経常費用は、役務取引等費用や営業費用が増加したものの、資金調達費用や与信関係費用の減少に伴いその他経常費用が減少したこと等により、前第1四半期連結会計期間比28億3千7百万円減少し、231億3百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前第1四半期連結会計期間比58億9百万円増加し、49億6千4百万円となり、四半期純利益は、前第1四半期連結会計期間比38億4千3百万円増加し、39億4千4百万円となりました。

純資産額につきましては、当第1四半期連結会計期間中31億円増加し、1,455億円となりました。そのうち株主資本は、四半期純利益の計上、剰余金の配当等の結果、当第1四半期連結会計期間中0億円増加し、1,164億円となりました。また、1株当たりの純資産額は、前連結会計年度比6円15銭増加し、109円78銭となりました。

事業の種類別では、銀行業の業務粗利益は183億4千9百万円、セグメント利益は50億4千4百万円となりました。リース業の業務粗利益は3億6千1百万円、セグメント利益は1億7百万円となりました。その他事業の業務粗利益は7億1千万円、セグメント利益は4億3千1百万円となりました。

なお、所在地別の業績につきましては、全セグメントの業務粗利益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため記載を省略しております。

連結自己資本比率（国内基準）につきましては、9.36%となりました。

事業の種類別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比35億4千1百万円の増益となる177億1千6百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結会計期間比10億5千1百万円の増益となる16億2千万円、その他業務収支は前第1四半期連結会計期間比13億9千8百万円の減益となる△4千8百万円であり、収支合計は前第1四半期連結会計期間比31億9千4百万円の増益となる192億8千8百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比35億2千3百万円の増益となる171億5千8百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結会計期間比9億9千3百万円の増益となる13億2千2百万円、その他業務収支は前第1四半期連結会計期間比12億8千8百万円の減益となる△1億3千万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比2千5百万円の増益となる2億2千7百万円、その他業務収支は前第1四半期連結会計期間比7千万円の減益となる1億3千3百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比1百万円の減益となる3億5千8百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結会計期間比8千3百万円の増益となる3億2千7百万円、その他業務収支は前第1四半期連結会計期間比2千4百万円の増益となる2千4百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	13,634	202	360	△22	14,175
	当第1四半期連結会計期間	17,158	227	358	△27	17,716
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	19,390	295	372	△453	19,605
	当第1四半期連結会計期間	22,037	503	372	△484	22,429
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	5,755	93	11	△430	5,429
	当第1四半期連結会計期間	4,879	276	13	△456	4,712
役員取引等収支	前第1四半期連結会計期間	328	—	244	△3	569
	当第1四半期連結会計期間	1,322	—	327	△29	1,620
うち役員取引等 収益	前第1四半期連結会計期間	1,913	—	244	△108	2,048
	当第1四半期連結会計期間	3,342	—	327	△155	3,514
うち役員取引等 費用	前第1四半期連結会計期間	1,584	—	—	△104	1,479
	当第1四半期連結会計期間	2,020	—	—	△126	1,893
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	1,157	204	—	△12	1,349
	当第1四半期連結会計期間	△130	133	24	△76	△48
うちその他業務 収益	前第1四半期連結会計期間	1,158	2,251	—	△12	3,396
	当第1四半期連結会計期間	700	1,319	24	△76	1,968
うちその他業務 費用	前第1四半期連結会計期間	0	2,046	—	△0	2,047
	当第1四半期連結会計期間	831	1,185	—	△0	2,016

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別役員取引の状況

当第1四半期連結会計期間の役員取引等収益は前第1四半期連結会計期間比14億6千5百万円増加して35億1千4百万円、役員取引等費用は前第1四半期連結会計期間比4億1千4百万円増加して18億9千3百万円となったことから、役員取引等収支は前第1四半期連結会計期間比10億5千1百万円の増益となる16億2千万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前第1四半期連結会計期間比14億2千9百万円増加し33億4千2百万円、役員取引等費用は前第1四半期連結会計期間比4億3千5百万円増加し20億2千万円となったことから、役員取引等収支は前第1四半期連結会計期間比9億9千3百万円の増益となる13億2千2百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前第1四半期連結会計期間比8千3百万円増加し3億2千7百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前第1四半期連結会計期間	1,913	—	244	△108	2,048
	当第1四半期連結会計期間	3,342	—	327	△155	3,514
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結会計期間	418	—	—	△0	418
	当第1四半期連結会計期間	618	—	—	△0	618
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	332	—	—	△0	331
	当第1四半期連結会計期間	499	—	—	△1	497
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間	3	—	—	—	3
	当第1四半期連結会計期間	8	—	—	—	8
うち代理業務	前第1四半期連結会計期間	405	—	—	△0	405
	当第1四半期連結会計期間	820	—	—	△0	820
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結会計期間	64	—	—	—	64
	当第1四半期連結会計期間	96	—	—	—	96
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間	238	—	—	△0	238
	当第1四半期連結会計期間	327	—	—	△0	327
うちクレジットカード業務	前第1四半期連結会計期間	—	—	135	—	135
	当第1四半期連結会計期間	—	—	172	—	172
うち投資信託業務	前第1四半期連結会計期間	384	—	—	—	384
	当第1四半期連結会計期間	870	—	—	—	870
役員取引等費用	前第1四半期連結会計期間	1,584	—	—	△104	1,479
	当第1四半期連結会計期間	2,020	—	—	△126	1,893
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	75	—	—	—	75
	当第1四半期連結会計期間	110	—	—	—	110

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,922,088	—	—	△980	2,921,108
	当第1四半期連結会計期間	3,907,012	—	—	△1,446	3,905,565
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	577,270	—	—	△811	576,459
	当第1四半期連結会計期間	933,467	—	—	△1,187	932,280
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	2,329,462	—	—	△162	2,329,300
	当第1四半期連結会計期間	2,950,814	—	—	△155	2,950,658
うちその他	前第1四半期連結会計期間	15,355	—	—	△5	15,349
	当第1四半期連結会計期間	22,730	—	—	△103	22,626
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	171,900	—	—	—	171,900
	当第1四半期連結会計期間	94,750	—	—	—	94,750
総合計	前第1四半期連結会計期間	3,093,988	—	—	△980	3,093,008
	当第1四半期連結会計期間	4,001,762	—	—	△1,446	4,000,315

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

事業の種類別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年6月30日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	2,742,765	—	—	△6,193	2,736,571	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,555	—	—	—	2,555	0.09
製造業	85,485	—	—	—	85,485	3.13
建設業	61,313	—	—	—	61,313	2.24
運輸・情報 通信及び公益事業	55,060	—	—	—	55,060	2.01
卸売・小売業	122,366	—	—	—	122,366	4.47
金融・保険業	18,460	—	—	△991	17,469	0.64
不動産業・ 物品貸貸業	817,583	—	—	△5,202	812,380	29.69
各種 サービス業	258,896	—	—	—	258,896	9.46
地方公共団体	5,480	—	—	—	5,480	0.20
個人	1,315,562	—	—	—	1,315,562	48.07
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融取引勘 定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,742,765	—	28,100	△34,293	2,736,571	—

業種別	平成22年6月30日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,497,959	—	—	△8,528	3,489,430	100.00
政府及び 政府関係機関 農業・林業・ 漁業及び鉱業	—	—	—	—	—	—
製造業	3,636	—	—	—	3,636	0.10
建設業	126,842	—	—	—	126,842	3.64
運輸・情報 通信及び公益事業	97,822	—	—	—	97,822	2.80
卸売・小売業	81,196	—	—	—	81,196	2.33
金融・保険業	151,236	—	—	—	151,236	4.33
不動産業・ 物品賃貸業	48,808	—	—	△1,799	47,008	1.35
各種 サービス業	864,757	—	—	△6,662	858,095	24.59
地方公共団体	304,293	—	—	△67	304,226	8.72
個人	32,970	—	—	—	32,970	0.95
その他	1,786,395	—	—	—	1,786,395	51.19
海外及び 特別国際金融取引勘 定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,497,959	—	28,100	△36,628	3,489,430	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年6月30日の業種別貸出状況については、平成22年3月1日の株式会社びわこ銀行との合併により受け入れた貸出金に係る時価変動額(評価損益)は考慮しておりません。

国内・海外別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比35億4千1百万円の増益となる177億1千6百万円、役務取引等収支は前第1四半期連結会計期間比10億5千1百万円の増益となる16億2千万円、その他業務収支は前第1四半期連結会計期間比13億9千8百万円の減益となる△4千8百万円であり、収支合計は前第1四半期連結会計期間比31億9千4百万円の増益となる192億8千8百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比35億4千1百万円の増益となる173億4千4百万円、役務取引等収支は前第1四半期連結会計期間比10億5千1百万円の増益となる16億2千万円、その他業務収支は前第1四半期連結会計期間比13億9千8百万円の減益となる△4千8百万円となりました。

海外の資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比0百万円の増益となる3億7千2百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	13,803	372	—	14,175
	当第1四半期連結会計期間	17,344	372	—	17,716
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	19,605	372	△372	19,605
	当第1四半期連結会計期間	22,429	372	△372	22,429
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	5,801	—	△372	5,429
	当第1四半期連結会計期間	5,084	—	△372	4,712
役務取引等収支	前第1四半期連結会計期間	569	—	△0	569
	当第1四半期連結会計期間	1,620	—	△0	1,620
うち役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	2,048	—	△0	2,048
	当第1四半期連結会計期間	3,514	—	△0	3,514
うち役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	1,479	—	—	1,479
	当第1四半期連結会計期間	1,893	—	—	1,893
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	1,349	—	—	1,349
	当第1四半期連結会計期間	△48	—	—	△48
うちその他業務収益	前第1四半期連結会計期間	3,396	—	—	3,396
	当第1四半期連結会計期間	1,968	—	—	1,968
うちその他業務費用	前第1四半期連結会計期間	2,047	—	—	2,047
	当第1四半期連結会計期間	2,016	—	—	2,016

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第1四半期連結会計期間の役務取引等収益は前第1四半期連結会計期間比14億6千5百万円増加して35億1千4百万円、役務取引等費用は前第1四半期連結会計期間比4億1千4百万円増加して18億9千3百万円となったことから、役務取引等収支は前第1四半期連結会計期間比10億5千1百万円の増益となる16億2千万円となりました。

なお、いずれも国内での損益であります。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	2,048	—	△0	2,048
	当第1四半期連結会計期間	3,514	—	△0	3,514
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結会計期間	418	—	—	418
	当第1四半期連結会計期間	618	—	—	618
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	331	—	△0	331
	当第1四半期連結会計期間	497	—	△0	497
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間	3	—	—	3
	当第1四半期連結会計期間	8	—	—	8
うち代理業務	前第1四半期連結会計期間	405	—	—	405
	当第1四半期連結会計期間	820	—	—	820
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結会計期間	64	—	—	64
	当第1四半期連結会計期間	96	—	—	96
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間	238	—	—	238
	当第1四半期連結会計期間	327	—	—	327
うちクレジットカード業務	前第1四半期連結会計期間	135	—	—	135
	当第1四半期連結会計期間	172	—	—	172
うち投資信託業務	前第1四半期連結会計期間	384	—	—	384
	当第1四半期連結会計期間	870	—	—	870
役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	1,479	—	—	1,479
	当第1四半期連結会計期間	1,893	—	—	1,893
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	75	—	—	75
	当第1四半期連結会計期間	110	—	—	110

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,921,114	—	△5	2,921,108
	当第1四半期連結会計期間	3,905,577	—	△11	3,905,565
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	576,459	—	—	576,459
	当第1四半期連結会計期間	932,280	—	—	932,280
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	2,329,300	—	—	2,329,300
	当第1四半期連結会計期間	2,950,658	—	—	2,950,658
うちその他	前第1四半期連結会計期間	15,355	—	△5	15,349
	当第1四半期連結会計期間	22,638	—	△11	22,626
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	171,900	—	—	171,900
	当第1四半期連結会計期間	94,750	—	—	94,750
総合計	前第1四半期連結会計期間	3,093,014	—	△5	3,093,008
	当第1四半期連結会計期間	4,000,327	—	△11	4,000,315

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

(1) 業績の状況「事業の種類別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は前第1四半期連結会計期間比212億8千4百万円増加し、△75億6千2百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は前第1四半期連結会計期間比39億2千1百万円増加し、△27億7千1百万円、配当金支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は前第1四半期連結会計期間比19億8千万円減少し、△38億9百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間において、現金及び現金同等物は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、141億4千5百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、2,482億9千9百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、本年3月の合併を機に、今後の3年間を当行が将来的に関西のマザーバンクと評価いただける「存在感」の高い銀行となるための助走期間と位置づけ、取引基盤の一段拡充と経営体力の強化により、広域地銀としての強固な基礎を固めるため、平成22年度をスタートとする中期経営計画に取り組んでまいります。

本中期経営計画では、外部環境悪化にも耐えうる抵抗力の強い企業基盤を確立するために、以下の3点を基本テーマとして本計画を推進してまいります。

そして、「関西をもっと元気に！」を行内共通の行動・思考の基本原則として、地域経済の発展に一段と貢献する広域地銀への成長を期してまいります。

○収益基盤の再構築

地域密着のリテール営業推進により、安定した収益基盤・顧客基盤を確立します。

○強靱な企業体力の構築

リスク管理の高度化と低コスト構造の実現により、強靱な企業体力を構築します。

○地域への貢献度向上

環境保全活動とお客さま満足度の高い職員の育成により、企業市民としての貢献度を高めます。

また、上記の基本テーマを実現するために、以下の戦略に取り組んでまいります。

① 営業戦略：高品質のリテールモデル推進

三井住友銀行グループとしての質の高い金融ノウハウ、広域地銀としての情報・取引先ネットワークを最大限活用し、地域に根ざす広域地銀を実現することにより、安定リテールによる収益基盤を確立してまいります。

② 企業体力強化戦略：安定・強靱な運営体制の確立

リスク管理やコンプライアンス態勢等の経営管理態勢の強化を図ってまいります。あわせて、経営体力の更なる強化を図っていく観点から、一段と効率的な業務運営体制を追求してまいります。健全、高効率、高生産性の企業基盤を確立し、お客さまから一段と高い信頼を得る銀行を目指してまいります。

③ 貢献度向上戦略：社会的責任の発揮

環境保全と企業活動の共生や環境行動普及への情報発信等の環境行動を充実させてまいります。また、お客さま満足度の高い人材育成に取り組んでまいります。地域金融機関として、そこで働く銀行員として、社会的責任を更に発揮してまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(1) 銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	江坂支店	大阪府吹田市	店舗	—	564	平成22年6月

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等については、次のとおりとなりました。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

(1) 銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
当行	びわこ本部 ビル	滋賀県大津市	改修	事務所	585	559	自己資金	平成21年10月	平成22年9月
	城東支店	大阪市城東区	新設	店舗	220	34	自己資金	平成21年8月	平成22年7月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
第一回甲種優先株式	35,000,000
第二回甲種優先株式	35,000,000
計	1,470,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年7月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	737,918,913	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、1,000株であ ります。
第一回甲種優先株式	27,500,000	同左	—	(注) 1
第二回甲種優先株式	23,125,000	同左	—	(注) 2
計	788,543,913	同左	——	——

(注) 1 第一回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一回甲種優先配当金

(1) 第一回甲種優先配当金の額

当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株式を有する株主(以下「第一回甲種優先株主」という)または第一回甲種優先株式の登録株式質権者(以下「第一回甲種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当率(以下「第一回甲種配当率」という)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「第一回甲種優先配当金」という)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第一回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回甲種配当率

平成21年4月1日から開始して平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第一回甲種配当率

第一回甲種配当率=4.16%

平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第一回甲種配当率

第一回甲種配当率=6ヵ月円LIBOR+3.50%

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(LIBOR)の平均値を指すものとする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、第一回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一回甲種優先中間配当金
当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき第一回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下「第一回甲種優先中間配当金」という)を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第一回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一回甲種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
第一回甲種優先株式発行の日から平成41年9月30日まで(以下「取得請求期間」という)とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一回甲種優先株式の取得と引換えに、第一回甲種優先株主が取得の請求をした第一回甲種優先株式数に800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下「びわこ銀行」という)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第一回甲種優先株式の転換価額である139.3円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である185.7円とする。
- (4) 取得価額の修正
取得価額は、取得請求期間において、毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第一回甲種優先株式の当初転換価額である199円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である265.3円(以下「修正基準取得価額」という)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限取得価額」という)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下「上限取得価額」という)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。
上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第一回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下あわせて「取得請求権付株式等」という)、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下あわせて「取得条項付株式等」という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i)上記B. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記B. (ロ)の場合には0円、(iii)上記B. (ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適切と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第一回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。
8. 単元株式数
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由
第一回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(注) 2 第二回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第二回甲種優先配当金
- (1) 第二回甲種優先配当金の額
当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株式を有する株主(以下「第二回甲種優先株主」という)または第二回甲種優先株式の登録株式質権者(以下「第二回甲種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当率(以下「第二回甲種配当率」という)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「第二回甲種優先配当金」という)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第二回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第二回甲種優先中間配当金を控除した額とする。
- (2) 第二回甲種配当率
平成21年4月1日から開始して平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第二回甲種配当率
第二回甲種配当率=4.16%
平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第二回甲種配当率
第二回甲種配当率=6ヵ月円LIBOR+3.50%
「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(以下「LIBOR」という)の平均値を指すものとする。
- (3) 非累積条項
ある事業年度において第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第二回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、第二回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第二回甲種優先中間配当金

当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき第二回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下「第二回甲種優先中間配当金」という)を配当する。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

第二回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第二回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第二回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第二回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第二回甲種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

第二回甲種優先株式発行の日から平成42年3月31日まで(以下「取得請求期間」という)とする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二回甲種優先株式の取得と引換えに、第二回甲種優先株主が取得の請求をした第二回甲種優先株式数に800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下「びわこ銀行」という)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第二回甲種優先株式の転換価額である127.4円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である169.9円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年4月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第二回甲種優先株式の当初転換価額である182円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である242.7円(以下「修正基準取得価額」という)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限取得価額」という)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下「上限取得価額」という)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第二回甲種優先株式発行後、下記B. に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第二回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B. において同じ)その他の証券(以下あわせて「取得請求権付株式等」という)、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下あわせて「取得条項付株式等」という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D.

(ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i) 上記B. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii) 上記B. (ロ)の場合には0円、(iii) 上記B. (ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第二回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。
8. 単元株式数
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由
第二回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。
- (注) 3 第一回甲種優先株式および第二回甲種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権を付与しております。その内容は次のとおりであります。

平成13年6月28日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	104,000株
新株予約権の行使時の払込金額	155円
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日～ 平成23年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 155円 資本組入額 78円
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。 その他の条件は、付与契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

また、当行は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成14年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	138個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	138,000株
新株予約権の行使時の払込金額	131,000円(1株当たり131円)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日～ 平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 131円 資本組入額 66円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	222個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	222,000株
新株予約権の行使時の払込金額	179,000円(1株当たり179円)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～ 平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 179円 資本組入額 90円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	325個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	325,000株
新株予約権の行使時の払込金額	202,000円(1株当たり202円)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～ 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 202円 資本組入額 101円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	451個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	451,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313,000円(1株当たり313円)
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 157円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

更に、当行は、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会決議
(取締役に対する付与分)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	162個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	162,000株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	115個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	115,000株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成19年6月28日定時株主総会決議
(取締役に対する付与分)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	174個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	174,000株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	112個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成20年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	289個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	289,000株
新株予約権の行使時の払込金額	302,000円(1株当たり302円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～ 平成30年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 339円 資本組入額 170円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成21年6月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	350,000株
新株予約権の行使時の払込金額	193,000円(1株当たり193円)
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～ 平成31年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 244円 資本組入額 122円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月29日	—	788,543	—	47,039,951	102,920	18,648,983

(注) 資本剰余金からの配当に伴う資本準備金の積立であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回甲種優先株式 27,500,000 第二回甲種優先株式 23,125,000	— —	1 (株式等の状況) の(1) (株式の総数等) の② (発行済株式) 参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,769,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 730,403,000	730,403	—
単元未満株式	普通株式 4,746,913	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	788,543,913	—	—
総株主の議決権	—	730,403	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が73,500株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が73個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式238株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	2,769,000	—	2,769,000	0.35
計	—	2,769,000	—	2,769,000	0.35

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	153	148	144
最低(円)	145	126	125

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当行が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

3 四半期連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※2 256,301	268,884
コールローン及び買入手形	4,021	608
買入金銭債権	15	15
有価証券	※2 454,987	※2 450,499
貸出金	※1, ※2 3,492,592	※1, ※2 3,496,904
外国為替	3,059	7,140
その他資産	※2 54,217	※2 56,199
有形固定資産	※3 32,114	※3 32,522
無形固定資産	18,119	18,488
繰延税金資産	49,074	49,209
支払承諾見返	15,267	16,553
貸倒引当金	△48,365	△48,811
資産の部合計	4,331,405	4,348,213
負債の部		
預金	3,905,565	3,849,041
譲渡性預金	94,750	168,450
コールマネー及び売渡手形	151	170
借入金	50,971	51,830
外国為替	20	10
社債	66,224	66,242
その他負債	43,066	42,361
賞与引当金	987	1,982
退職給付引当金	6,163	6,255
役員退職慰労引当金	329	510
睡眠預金払戻損失引当金	404	383
偶発損失引当金	1,342	1,430
再評価に係る繰延税金負債	613	614
支払承諾	15,267	16,553
負債の部合計	4,185,857	4,205,837
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	66,360	66,875
利益剰余金	3,656	3,087
自己株式	△583	△582
株主資本合計	116,474	116,420
その他有価証券評価差額金	△1,287	△4,197
繰延ヘッジ損益	196	324
土地再評価差額金	851	851
評価・換算差額等合計	△240	△3,020
新株予約権	85	81
少数株主持分	29,228	28,894
純資産の部合計	145,547	142,376
負債及び純資産の部合計	4,331,405	4,348,213

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
経常収益	25,095	28,068
資金運用収益	19,605	22,429
(うち貸出金利息)	17,988	20,636
(うち有価証券利息配当金)	1,063	1,145
役務取引等収益	2,048	3,514
その他業務収益	3,396	1,968
その他経常収益	44	156
経常費用	25,940	23,103
資金調達費用	5,429	4,712
(うち預金利息)	4,466	3,704
役務取引等費用	1,479	1,893
その他業務費用	2,047	2,016
営業経費	8,560	11,868
その他経常費用	※1 8,423	※1 2,611
経常利益又は経常損失(△)	△845	4,964
特別利益	1	8
償却債権取立益	1	8
特別損失	3	305
固定資産処分損	0	2
減損損失	0	2
その他の特別損失	※2 2	※2 299
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△847	4,667
法人税、住民税及び事業税	65	127
法人税等調整額	△1,361	225
法人税等合計	△1,296	352
少数株主損益調整前四半期純利益		4,315
少数株主利益	348	370
四半期純利益	100	3,944

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△847	4,667
減価償却費	1,001	992
減損損失	0	2
のれん償却額	—	184
貸倒引当金の増減(△)	1,236	△445
賞与引当金の増減額(△は減少)	△976	△995
退職給付引当金の増減額(△は減少)	47	△91
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△60	△181
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	50	21
偶発損失引当金の増減(△)	9	△87
資金運用収益	△19,605	△22,429
資金調達費用	5,429	4,712
有価証券関係損益(△)	△933	651
為替差損益(△は益)	△0	1
固定資産処分損益(△は益)	0	2
貸出金の純増(△)減	30,838	4,312
預金の純増減(△)	87,074	56,524
譲渡性預金の純増減(△)	△83,400	△73,700
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△59,873	△860
有利息預け金の純増(△)減	15,352	△1,562
コールローン等の純増(△)減	584	△3,413
コールマネー等の純増減(△)	△19,972	△19
外国為替(資産)の純増(△)減	124	4,080
外国為替(負債)の純増減(△)	11	9
資金運用による収入	19,530	22,455
資金調達による支出	△3,365	△3,230
その他	△670	1,411
小計	△28,413	△6,984
法人税等の支払額	△433	△577
営業活動によるキャッシュ・フロー	△28,847	△7,562

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△183,761	△146,464
有価証券の売却による収入	150,029	133,267
有価証券の償還による収入	27,615	10,960
有形固定資産の取得による支出	△415	△416
無形固定資産の取得による支出	△147	△150
その他	△12	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,692	△2,771
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,832	△3,807
少数株主への配当金の支払額	—	△0
自己株式の取得による支出	△0	△2
自己株式の処分による収入	3	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,829	△3,809
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△37,369	△14,145
現金及び現金同等物の期首残高	192,987	262,445
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 155,618	※1 248,299

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は3百万円、税金等調整前四半期純利益は165百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は287百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成22年3月期の予想損失率を適用して計上しております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																		
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>27,453百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>108,186百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td>1,679百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>4,344百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>266,667百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,055百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース債権及びリース投資資産)</td> <td>13,522百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産)</td> <td>6,603百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券58,071百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は4,237百万円であります。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 20,901百万円</p>	破綻先債権額	27,453百万円	延滞債権額	108,186百万円	3カ月以上延滞債権額	1,679百万円	貸出条件緩和債権額	4,344百万円	預け金	10百万円	有価証券	266,667百万円	貸出金	4,055百万円	その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,522百万円	その他資産(延払資産)	6,603百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>31,809百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>116,300百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td>714百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>5,092百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>219,603百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>7,097百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース債権及びリース投資資産)</td> <td>13,995百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産)</td> <td>7,022百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券87,098百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は4,246百万円であります。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 21,362百万円</p>	破綻先債権額	31,809百万円	延滞債権額	116,300百万円	3カ月以上延滞債権額	714百万円	貸出条件緩和債権額	5,092百万円	有価証券	219,603百万円	貸出金	7,097百万円	その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,995百万円	その他資産(延払資産)	7,022百万円
破綻先債権額	27,453百万円																																		
延滞債権額	108,186百万円																																		
3カ月以上延滞債権額	1,679百万円																																		
貸出条件緩和債権額	4,344百万円																																		
預け金	10百万円																																		
有価証券	266,667百万円																																		
貸出金	4,055百万円																																		
その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,522百万円																																		
その他資産(延払資産)	6,603百万円																																		
破綻先債権額	31,809百万円																																		
延滞債権額	116,300百万円																																		
3カ月以上延滞債権額	714百万円																																		
貸出条件緩和債権額	5,092百万円																																		
有価証券	219,603百万円																																		
貸出金	7,097百万円																																		
その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,995百万円																																		
その他資産(延払資産)	7,022百万円																																		

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,729百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の特別損失は、株式会社びわこ銀行との合併準備に係る費用であります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,665百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の特別損失は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額162百万円及び株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額137百万円であります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																		
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>156,141</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△290</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>△232</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>155,618</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	156,141	定期預け金	△290	普通預け金	△232	現金及び現金同等物	<u>155,618</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>256,301</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△830</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>△2,171</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△5,000</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>248,299</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	256,301	定期預け金	△830	普通預け金	△2,171	その他預け金	△5,000	現金及び現金同等物	<u>248,299</u>
現金預け金勘定	156,141																		
定期預け金	△290																		
普通預け金	△232																		
現金及び現金同等物	<u>155,618</u>																		
現金預け金勘定	256,301																		
定期預け金	△830																		
普通預け金	△2,171																		
その他預け金	△5,000																		
現金及び現金同等物	<u>248,299</u>																		

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

当第1四半期連結会計期間末株式数	
発行済株式	
普通株式	737,918
種類株式	50,625
うち第一回甲種優先株式	27,500
うち第二回甲種優先株式	23,125
合計	788,543
自己株式	
普通株式	2,778
種類株式	—
うち第一回甲種優先株式	—
うち第二回甲種優先株式	—
合計	2,778

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(百万円)
当行 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	85
合計	—	—	85

3 配当に関する事項

(1) 当第1四半期連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資	
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,205	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日	資本剰余金 利益剰余金	
	種類株式	第一回甲種 優先株式	915	33.28	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
		第二回甲種 優先株式	769	33.28	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
	計	3,890					

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益	22,530	2,546	616	25,693	(597)	25,095
経常利益 (△は経常損失)	△1,179	△75	409	△845	0	△845

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益 (又は経常損失) を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「リース業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出金業務、信用保証業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。「その他事業」は、クレジットカード業務等「銀行業」、「リース業」以外の金融サービス業務を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	18,349	361	710	19,421
経費 ②	11,254	234	259	11,749
与信関係費用 ③	2,050	18	19	2,089
セグメント利益 ①－②－③	5,044	107	431	5,583

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益	5,583
セグメント間取引消去(△)	48
株式等損(△)益	△372
その他	△293
四半期連結損益計算書の経常利益	4,964

(注) 1 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△184百万円が含まれております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)
満期保有目的の債券はありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	14,888	13,228	△ 1,659
債券	394,814	399,338	4,523
国債	306,662	309,952	3,290
地方債	7,352	7,386	33
社債	80,799	81,998	1,198
その他	43,665	39,534	△ 4,131
合計	453,368	452,101	△ 1,266

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、1,130百万円(うち株式404百万円、その他726百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当第1四半期連結会計期間末前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当第1四半期連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	214,697	1,355	1,355
	金利オプション	—	—	—
	その他	1,125	—	—
	合計	—	1,355	1,355

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	16,392	54	54
	為替予約	2,098	19	19
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	73	73

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成22年6月30日現在)
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成22年6月30日現在)
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成22年6月30日現在)
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年6月30日現在)
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 3百万円
- 2 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	109.78	103.63

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	145,547	142,376
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	64,839	66,186
(うち優先株式)	35,525	35,525
(うち優先配当額)	—	1,684
(うち新株予約権)	85	81
(うち少数株主持分)	29,228	28,894
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	80,708	76,189
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	735,140	735,149

2 1 株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	0.15	5.36
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	0.15	4.09

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	100	3,944
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	100	3,944
普通株式の期中平均株式数	千株	633,668	735,143
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	20	227,366
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成13年6月28日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 104千株
		平成15年6月27日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 222千株
		平成16年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 329千株
		平成16年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 325千株
		平成17年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 451千株
		平成17年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 451千株
		平成18年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式 普通株式	ストック・オプション 162千株 115千株
		平成18年6月29日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式 普通株式	ストック・オプション 162千株 115千株
	平成19年6月28日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式 普通株式	ストック・オプション 174千株 112千株	
	平成19年6月28日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式 普通株式	ストック・オプション 174千株 112千株	
	平成20年6月27日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 289千株	
	平成20年6月27日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 289千株	
	平成21年6月26日 定時株主総会決議 (新株予約権) 普通株式	ストック・オプション 350千株	

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 7 月29日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7 月28日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月28日
【会社名】	株式会社 関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第148期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。